

京都市宇多野ユース・ホテル条例施行規則の一部を改正する規則を
公布する。

平成17年12月28日

京都市長 梶本 頼兼

京都市規則第110号

京都市宇多野ユース・ホテル条例施行規則の一部を改正す
る規則

京都市宇多野ユース・ホテル条例施行規則の一部を次のように改正
する。

第1条中「者」を「もの」に、「市長」を「条例第3条第1項に規定
する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改める。

第3条第1項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第1号様式注以外の部分及び第2号様式注以外の部分中「京都市長」
を「指定管理者」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(産業観光局観光部観光企画課)